

# SATREPS Q/A集

大分類	小分類	質問	回答
応募前	応募相談	SATREPSへの応募を考えていますが、JICAに相談することはできますか？	SATREPSへの応募について、事前相談をお受けしています。ご希望の方は、以下のアドレスにメールでご連絡下さい。 メール: gngsd@jica.go.jp (国際協力機構 (JICA) ガバナンス・平和構築部 STI-DX室) なお、事前相談の期間は、審査の関係から、当該年度の日本側公募開始日までとさせていただきますので、予めご了承願います。
		公募要領はJICAに問合わせればよいでしょうか？	日本国内研究機関からの公募は、JST及びAMED (感染症分野) により実施されます。応募にかかる詳細はJSTホームページあるいはAMEDホームページを参照下さい。また、応募の切についても例年若干前後するため、当該ホームページよりご確認ください。 JSTサイト: <a href="https://www.jst.go.jp/global/index.html">https://www.jst.go.jp/global/index.html</a> AMEDサイト: <a href="https://www.amed.go.jp/program/list/03/01/001.html">https://www.amed.go.jp/program/list/03/01/001.html</a>
		JICA現地事務所はSATREPS提案に関し相談に乗っていただける体制となっているのでしょうか？相談するとするとJICA現地事務所などの窓口で連絡すれば良いのでしょうか？	SATREPSの担当は現地事務所ごとに異なるため、現地事務所の代表アドレスや電話番号にお問い合わせ下さい。
	ODA要請書	ODA request formは、何処で入手出来ますか？	ODA要請にかかる相手国の通知フローは、日本の外務省 → 途上国側の日本大使館 → 途上国側の援助調整窓口機関 → 途上国側の科学技術に関連する省庁・機関 → その配下にある研究機関・大学等で、途上国側の研究機関・大学等がODA request formを有していないのであれば、途上国側の科学技術に関連する省庁・機関のODA担当セクション、又は、途上国側の援助調整窓口機関にお問い合わせ下さい。
		相手国側ODA要請書と日本側研究提案書において、研究期間やODA事業経費は、完全に一致している必要がありますか？また、内容ほどの程度まで一致している必要がありますか？	公募に際してJST/AMEDとJICAでは、日本側提案書の提出確認と併行して相手国からのODA要請書の提出を確認します。英文タイトルおよび両国の研究代表者氏名は同一にして下さい。内容についても、できる限り同様であることが望ましく、SATREPSプロジェクトの全体像や各国の役割について相手国との認識の齟齬がないよう、相手国研究者等の関係者とも調整しながら、ODA要請書の作成を進めて下さい。
		実施国が複数国の場合、各々の実施国からの要請書が必要ですか？	各々の国からの要請書は必要です。採択されれば、各々の国との間で、個別のR/Dの締結も必要です。
		ODA request formに記入するプロジェクト期間には暫定期間を含みますか？	ODA request formには暫定期間を含みません。「条件付き採択」の年度は詳細計画策定調査を実施し、その年度内にR/Dを締結し初めての「採択」となりますが、それを前提とした上で、翌年度から5年間の期間を書き込んで下さい。
相手国側研究機関のステイタス	相手国内に設置されている国際機関や私立大学は「相手国側機関」として認められますか？	開発途上国にある地域国際機関や私立大学であれば、参画を排除はしませんが、相手国政府が当該国際機関もしくは私立大学による ODA 事業の実施を認め、特権免除を付与している相手国の所管省庁及び ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館に正規のルートで提出され、JICA が実施する詳細計画策定調査において政府機関の場合と同様な R/D が締結される必要があります。さらに、本プログラムの専門家、機材等にも通常の技術協力で提供される免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要な人員及び経費を自ら確保することが前提条件となります。知的財産権の取扱いについても留意下さい。	
日本国側研究機関のステイタス	日本側では民間企業は応募できますか？	可能ですが、その資格要件については、JST/AMEDが出している「公募要領」をご覧ください。	
経費の扱い・契約	事業経費総額	ODAは、1年約6000万円、5年間最大3億円とあるのですが、研究期間が4年間の場合は最大2億4000万円という認識で良いのでしょうか？	研究期間に拘わらず(3~5年間)、1課題あたりの最大予算は3億円です。ただし、事業予算の状況によって、実際の契約額に変更が生じる可能性があります。
	間接経費	①間接経費有りの場合、7,000万円程度/年とのことですが、間接経費は直接経費の何%が措置されるのでしょうか？ ②間接経費有りの場合、研究代表機関が業務調整員を確保することになっておりますが、業務調整員にかかる費用は、間接経費から支出するという理解で正しいですか？ ③業務調整員にかかる費用の支出の上限はありますか？	①上限値は、直接経費の30%です。30%以下であれば、25%とかでも構いません。なお、間接経費有りの場合は、5年間で3.5億円が上限ですが、1年間7千万円という縛りはございません(Ex. 1年目3千万円、2年目1億1千万円、・・・は可能)。あくまでも、5年間のトータルの金額の上限です。 ②業務調整員は、研究者を兼務する事が可能です。そして兼務の場合、研究者を一人に縛る必要は無く、例えば、ある期間は研修者Aさんが業務調整員の役割も兼ねる。ある期間は研究者Bさんが業務調整員の役割も兼ねる。というシフト制も可能です。この場合は、研究者(兼、業務調整員)が派遣されるのですから、その費用は直接経費での支出は可能です。但し、研究者(兼、業務調整員)として派遣される場合は、その方はJSTさんの「研究計画書」に記載される必要が有ります。業務調整員のみでの派遣の場合は、直接経費での支出は不可で、その費用は間接経費からとなります。無論、その方をJSTさんの研究計画書に記載する必要もありません。この場合も、一人に縛る必要はありません。シャトル型派遣の場合においては、数人の方が業務調整員になるのですから、その業務調整員の業務の進捗状況・課題等の的確な引継ぎが要求されます。 ③特にございませんが、上限枠(間接経費有りの場合は、全体金額は5年間で3.5億円)の範囲内に収めて下さい。
	研究員派遣	相手国へ派遣した際は、旅費や滞在費などは、JICA予算という理解で良いですか？	研究計画リストに記載のある研究者の派遣について、その旅費や滞在費等は原則としてJICA経費からとなります。一方で、学生や外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することができない場合は、JST/AMED経費からとなります。
	研究員受入	研究員の日本受け入れに際して、大学院入学金、授業料などは支出可能ですか？	可能です。併せて、日本への渡航費や滞在費も支出可能です。
		修士号や博士号の取得を目的とする場合、学生の身分になる相手国研究員の滞在費を計上して良いという理解で良いですか？	可能です。併せて、大学院入学金、授業料も支出可能です。
		人材育成は修士号・博士号が対象となっています。ただ、開発途上国等では、学生取得者がほとんどなく、その段階からの人材育成が必要とされています。修士号取得への支援は、本プログラムには含まれないでしょうか？	本プログラムが対象とするのは、修士号と修士号のみです。
	出張扱い来日	全体会議のために「相手国のメンバーが来日する場合の渡航費、宿泊費、滞在費」は、JICA予算として申請できる、との認識で正しいでしょうか？	JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？
	機材供与	相手国での実証などに用いる装置の試作・導入、消耗品の購入などは、JICA費用で計上する、という理解で良いですか？	JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？
		機材供与に関する予算で施設建設を行う場合、相手国研究者に見積もり等を手配してもらい、研究代表者の機関が支払うという流れで正しいですか？またその支払いは、毎回器材購入や施設建設するたびに契約ごとに行うことで正しいですか？	JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？
		機材購入は研究代表機関で行うとのことですが、日本で購入する場合は機材購入後相手国への輸出・設置費も含めるということでしょうか？また、相手国で購入して、その費用を研究代表機関の研究費で支払うことも可能ですか？	JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？
機材供与して、プロジェクト終了後のメンテナンス費用ですが、相手国にメンテナンス会社がない場合、どのような対応になりますか？日本から技術者を派遣する必要がある場合は、相手国側が資金調達しなければならないという理解で正しいですか？		JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？	
本邦で購入し現地に供与する資機材を本邦で購入する場合、日本国内の消費税等は免税されますか？その場合の手続きはどのようにになりますか？		JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？	
ODAで相手国研究機関に供与する機材は、設置後の維持管理費は相手国負担、研究期間内に、据え付け稼働して引き揚げるという事で正しいですか？無論、成果が期間内に、及び持続的に出され、成果や人材が社会実装されることが前提です。		JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？	
研究に必要な消耗品		相手国内で使用する消耗品は、日本側で購入して送付するということになりますか？JICAから相手国共同研究機関に支払われるお金はありますか？	JICAの長期研修員として来日し、その後、国費留学生の制度を活用することは可能ですか？

経費の扱い・契約	共同研究機関負担事項	相手国側の研究機関(申請母体)が、相手国内で一部の研究をA社と共同研究する場合に、A社が研究で必要となる試薬や資材を購入する場合は、相手国研究機関もしくはA社が負担するのでしょうか？それとも日本側代表機関が購入する手続きを行い、経費として処理するのでしょうか？	SATREPSの共同研究実施に当たっては、詳細計画策定調査時に、相手国側、日本側を含めた研究実施体制のメンバーを確認し、合意します。 この際、A社が「相手国側の研究機関」としてのメンバーに入るのであれば、それは相手国側の共同研究機関の一つになりますので、共同研究に必要な経費は、日本側・相手国側と協議しつつ、費用の応分の負担を決定します。 共同研究ですので、A社が「相手国側の研究機関」としてのメンバーに入っていたとしても、A社が単独で研究する事は想定しておりません。
	相手国負担の原則	相手国での事務所のリース費用をJICA経費で支払うことは可能ですか？	相手国での事務所のリース費用は、原則相手国の負担事項ですが、相手国との交渉の結果、止むを得ない場合は、日本側の負担とする事も有ります。
		相手国は相手国で資金を準備すると言うことは、日本側ほどではないかも知れませんが、採択されると相当(日本側の予算の相手国経済に換算したくないの経費)の経費負担が生じると言うことを承知してもらうことでしょうか？経費負担が生じると言うことは相手国大学が了解をしても相手国の側でそれを拒否すると言うことではありませんか？	SATREPSは「共同研究」であるため、相手国側研究機関も採択された場合、SATREPS事業を実施するための予算は確保する必要があります。それが前提となっています。それ故、相手国側研究機関で予算の確保ができない場合、SATREPS事業の要請をしない場合も考えられます。
	相手国研究機関への謝金	相手国内の作業で、パートナー大学の学生さんや現地の方に働いてもらう場合の謝金をJICA経費で払うとして、日本側の代表者の大学から直接相手個人への銀行に送金するような措置は許されるのでしょうか？	SATREPSは「共同研究」であるため、相手国の研究機関の方への給料や謝金はJICA経費からは支払い出来ません。しかしながら、相手国の研究機関の方ではない第三者に対する、委託業務に係る経費は支払い可能です。この場合の支払い方法は、JICAと契約を行なった研究代表機関の規程に基づきます。
海外送金	相手国での購入に関して日本から送金が必要な場合、海外送金は課税されますか？	一般的に海外送金の手数料にかかる消費税は非課税となっている模様ですが、詳細は、お取引のある銀行にご確認願います。	
業務調整員	業務調整員をJICAで雇用頂くか研究機関で雇用するかで間接経費の有無と総額が異なるとございますが、応募時には「間接経費あり」として申請した後、採択後、実際に委託契約する際に「間接経費無し」に変更してJICA様で業務調整を雇用頂く、もしくは、反対に「間接経費なし」で申請した後、採択後に「間接経費あり」に変更することは可能でしょうか？	間接経費有り、無し、のどちらの契約にするのかのタイミング、付いては、条件付き採択された後、詳細計画策定調査を実施する際、そのプロジェクトの内容、実施方法・体制を含め、JICAと様々な協議を行いますので、その協議プロセスの中で決定して頂ければ差し支えありません。従いまして、応募時の記載は参考程度とさせていただきます。 間接経費無しの場合、JICAが業務調整員を確保する場合、JICAは業務調整員を一般公募し選定するというプロセスを経てその人物を決定する事、時間がかかります。 この事から、R/Dが締結されJICAとの(間接経費無し)の契約を行ない、研究代表機関様から様々な研究者の派遣が開始されても、JICAが確保する業務調整員の派遣がまだ出来ない、という状態を避けるためにも、条件付き採択後のJICAとの協議において、早めのどちらにするのかの方針決定が望まれます。	
	業務調整員は研究代表機関から、とのことですが、研究チーム内の別の組織からでも良いのでしょうか？	構いません。	
	業務調整員の雇用人員費は支払えるという理解が良いでしょうか？	日本から派遣される業務調整員に関し、間接経費有りの場合の契約においては、直接経費に業務調整員の派遣経費を計上しないのであれば、間接経費の中から業務調整員の人員費を支出する事は可能です。直接経費で派遣される方の雇用人員費は、間接経費であってもお支払い出来ません。	
	本事業に関しては、採択後、精算業務を含む業務調整全般を担当として、業務調整員が公募されるという認識ですが、公募された業務調整員が参画しないケースはありますか？また、参画しないケースとしてどういった場合があるか(主提案者の大学が業務調整員の参画を希望しない等)ご教示いただけますでしょうか？	・業務調整員の派遣は、SATREPS事業に付いては必須です。 ・業務調整員は、(1)JICAが公募し派遣する場合、(2)研究機関が独自で調達し、派遣する場合の2つのケースがあります。 この違いは、(2)のケースの場合は、JICAと研究機関との間で、このSATREPSの事業を実施するにあたって締結する事業契約書の中に、その業務調整員の派遣経費を計上し、独自で調達・派遣する。 (1)のケースの場合は、事業契約書にそれを計上しないです。JICAが公募し派遣)の違いです。 ・(1)、(2)の何れかのパターンで契約するか？は、JICAと研究機関との協議によって決定し契約します。	
社会実装	相手国での社会実装を実現するための体制・役割分担やビジネスを含めた実施内容などに対して、制約や留意事項等ありますか？	SATREPSで導入した機材やシステムの維持管理が継続されることが、社会実装を継続していく持続性の観点から重要であると考えます。	
	社会実装を強く求めている一方、科学における新しい知見を求めています。ギャップが大きいような感じがしますが、どのように理解をすれば宜しいですか？	まず社会実装を目指して取り組んでいただくのが大前提です。但し、5年間で社会実装まで実現することは難しいとも考えます。従って、研究のための研究ではなく、将来的な社会実装を目指して研究に取り組んで頂き、かつ、研究の要素も大切に実施願います。 プロジェクト終了後3～5年後は、評価を実施し、社会実装がどの程度進んだかということも含め、調査・評価を致します。	
	5年後の事後評価で社会実装が進んでいない場合はなにかペナルティーがありますか？	結果として社会実装が進まなかった場合でも、ペナルティーはありません。	
	社会実装において、現地のフィールドに展開するNGOが社会実装における重要なプレイヤーとして考えているのですが、これは問題がありますか？また、「連携」であるために相手国側に注意してもらえますか？	問題はありませんが、条件付き採択後に実施する「詳細計画策定調査」において、日本側、相手国側と協議し、プロジェクトの実施におけるお互いのメンバーを確認・確定し、議事録として残します。このメンバーに入った場合、相手国側のプロジェクト実施者となりますので、プロジェクト実施にかかるJICA側からの費用(人員費・給与等)は支払い出来ません。仮にこのメンバーに入らず「連携」という立場であると、このNGOに何かの委託業務を依頼する場合の費用は「委託事業にかかる経費」として支払う事が可能です。	
	社会実装を加速する目的で、現地国で合弁企業を設立する場合に経費の一部をJICA費用で使うことは可能ですか？	恐縮ですが、その様な費用はJICA経費には計上出来ません。	
	社会実装と事業の持続可能性担保のために現地で開催しているNGOや企業との緊密な連携が不可欠だと思うのですが、現地側NGOや企業が参加した場合の報酬はどうなりますか？	社会実装実現のため、現地NGOや企業との連携は重要であると考えます。連携機関に対する必要な経費は、JICAのプロジェクト実施の手引きに沿って計上可能です。	
その他	JICA海外協力隊との連携	JICA海外協力隊の活動を研究提案に加えることは可能でしょうか？	青年海外協力隊の派遣手続きとSATREPSにおける手続きは異なるため研究提案に加えることは想定していません。
	フェーズ2	SATREPSのプロジェクトのフェーズ2は、終了時の評価次第で、実施されるのでしょうか？	まず、既存のSATREPSプロジェクトが終了時評価次第でSATREPS課題として実施されることはございません。新規のご提案としてご応募頂いた後、提案書に基づき審査をさせていただきます。なお、審査の際は以下の点が考慮される場合がございますので予めご了承ください。 平成20年度から令和2年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に顕著な差異が認められるか」、又は、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を発展させた提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。